

壱岐市海水浴場警備業務仕様書

第1条 適用の範囲

本仕様書は、壱岐市が発注する「壱岐市海水浴場警備業務」に適用する。

第2条 受注者の条件

受注者は、警備業の資格（認定証）を有する者でなければならない。

第3条 受注者の義務

- 1 受注者は、本業務及び発注者の意図並びに目的を十分理解し、最高の技術を発揮するよう努めなければならない。
- 2 本仕様書及び添付図書は、本業務に必要な基本的事項を示したものであるため、これに記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- 3 本業務の実施にあたっては、発注者と詳細な協議を行い、発注者の承認を受けた後、作業を進めるものとし、関係法規を遵守するとともに、発注者と密接な連絡をとって業務を遂行しなければならない。
- 4 下記項目に要する費用は、全て受注者の負担とする。
 - (1) 業務上、受注者の不注意により生じた損失費用
 - (2) 受注者が第三者に与えた全ての損失賠償補償
- 5 受注者が本業務の実施に際し、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合において、発注者が当該第三者に対して損害の賠償を行ったときは、発注者は受注者に対して損害賠償の全部又は一部を求償することができる。

第4条 機密の厳守

受注者は、本業務で知り得た全ての事項について機密を遵守し、発注者の承認なしに他に漏らしたり転用したりしてはならない。

第5条 業務上の疑義

本業務において、不明な点または疑義を生じた場合は、発注者の指示を受けるものとし、その時期を逸して手戻りにならないようにしなければならない。

第6条 作業工程表等

受注者は、本業務の契約締結後、2週間以内に業務計画書（業務手順、担当者等を記載したもの）を作成し、発注者に提出するものとする。また、業務の区切りでは、調査の進捗状況を報告するものとする。

第7条 資料

本業務上必要な資料のうち発注者が所有するものについては所定の手続きのうえ、提供するものとするが、その取り扱いについては十分注意するとともに、業務完了後速やかに返納しなければならない。

第8条 打ち合わせ・協議

業務の遂行にかかる打ち合わせ及び協議は速やかに行うものとし、必要に応じて責任者が立ち会うものとする。

第9条 関係機関等との協議調整

関係機関等との協議調整を行おうとするときは、受注者は速やかに発注者と協議し、速やかに対応するものとする。

第10条 業務の目的

本業務は、壱岐市が開設している海水浴場利用客の安全確保を目的として警備業務を行うものである。

第11条 業務の内容

期間 令和7年7月19日～令和7年8月31日（44日間）

内容 壱岐市が開設する海水浴場の警備業務

① 昼間常駐警備：警備業務、海水浴客等の危険防止及び事故発生時における現場一時処理及び関係機関への通報等

●場所及び人員	長崎県壱岐市郷ノ浦町	塩樽海水浴場（2名常駐）
	〃	小水浜海水浴場（2名常駐）
	長崎県壱岐市勝本町	辰ノ島海水浴場（3名常駐）
	長崎県壱岐市芦辺町	清石浜海水浴場（2名常駐）
	長崎県壱岐市石田町	筒城浜海水浴場（3名常駐）
	〃	大浜海水浴場（2名常駐）
	〃	錦浜海水浴場（2名常駐）
		以上7箇所 16名

●土・日・祝日のみ、筒城浜海水浴場は4名常駐、大浜海水浴場と錦浜海水浴場は3名常駐（通常より1名増員）とする。

●警備時間 原則として9：00～17：00

② 警備業務報告：警備日誌による報告とする。

清石浜：1）シャワー室内の排水溝に堆積する砂を適宜除去し、シャワー利用に支障をきたさないよう努めること。

2）市の放送設備を用いて注意喚起のアナウンスを行うこと。

第12条 業務履行の条件

- ①対人1名につき1億円以上の保険加入のこと。
- ②警備人は、壱岐市消防本部の救命講習を開設日前日までに受講し、修了証を添付すること。
(ライフセーバーの資格を有する者もしくは同等の能力を有する者が望ましい)
- ③下記、海水浴場備品(双眼鏡等警備に必要とされる物や救命浮環等の救助に必要とされる物)については、受託者の責任において常備し、事前に市の確認を受けること。
海水浴場備品
 - ・看板(海水浴場警備中11枚:警備場所7箇所+筒城・大浜・錦・辰の島)
 - ・ライフジャケット 7箇所×1個
 - ・拡声器 7箇所×1個
 - ・双眼鏡 7箇所×人数分
 - ・トランシーバー 7箇所 16人分(左記と他に、増員分も持たせること)
※上記と別にMPS用を各海水浴場ごとに1台ずつ用意すること。
 - ・救急薬品(絆創膏他) 7箇所分
 - ・救命浮環 7箇所×1個+大きいもの1個×辰の島・筒城
 - ・サーフボード 7箇所×1個(1.7m以上)
 - ・カウンター(9個:警備場所7箇所+筒城×2)
 - ・笛(ホイッスル) 7箇所×人数分
- ④警備場所には看板を設置し、警備人は一目で判別できるような服装(背中に警備と書いてあるものが望ましい)で実施すること。
また、警備場所からの警備のほか、砂浜周辺を巡回して警備を実施すること。
- ⑤連絡体制(電話等)について明確に確立し、万一の事故や緊急事態に備え、壱岐市内に本業務の担当責任者を配置すること。
(担当責任者は、毎日警備状況を確認または把握すること)
- ⑥警備日誌を毎日記入すること。
- ⑦関係機関(警察署・海上保安署・MPS会員(塩樽、筒城浜、錦浜)・辰の島渡船等)と連携すること。
- ⑧海水浴場の配置表を市に提出すること。
- ⑨遊泳禁止時の対応については市と協議すること。

第13条 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

1 成果品

- ①業務報告書(日誌) 一式
- ②その他、委託者が指定するもの 一式

2 納品場所 壱岐市企画振興部観光課

なお、成果品は全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾無く他に漏らしてはならない。

第14条 その他

前記の業務内容に従って契約を行うが、業務内容の変更を行う必要が生じた場合には、発注者・受注者双方協議のうえ、契約変更を行う場合がある。